

# 八街市教育振興基本計画

2014年度～2024年度

2020年3月改定



八街市教育委員会

## 八街市民憲章

わたくしたちの八街は、開拓の歴史と恵まれた自然環境の中で、先人の努力によって栄えてきたまちです。

わたくしたちは、「ヒューマンフィールドやちまた」を目指して、調和のとれたよりよいまちづくりのために、この憲章を定めます。

1. 郷土を愛し、文化のかおり高いまちにしましょう。
1. 自然を大切にし、潤いのある美しいまちにしましょう。
1. きまりを守り、明るく住みよいまちにしましょう。
1. おもいやりのある、心のかよった豊かなまちにしましょう。
1. スポーツに親しみ、健康で働くたくましいまちにしましょう。

〈平成4年9月28日制定〉

八 街 市

## 青少年健全育成都市宣言

ひと・まち・みどりが輝くヒューマンフィールドやちまたを発展させ、次代の八街を創る者は、青少年です。

青少年が、夢、希望を持ち、自由と責任を自覚しながら、たくましく生きていく力を蓄え、広く社会に役立つ人材に成長することは市すべての願いです。

この願いを実現するため、青少年自らの努力を期待するとともに、家庭、学校、地域社会が一体となり、優しさと潤いのある環境の中で、青少年を心身共に健やかに育てることを決意し、ここに八街市を『青少年健全育成都市』とすることを宣言する。

〈平成20年3月19日制定〉

八 街 市

## やちまた教育の日 11月12日

八街市教育委員会は、次代を担う人々が、八街で生まれ育ったことを誇りとし、健やかに成長していくため、市民一人ひとりが教育に対する理解と関心を深め学校・家庭・地域が連携し、望ましい教育環境を作ることを目的に、11月12日を『やちまた教育の日』、11月を『やちまた教育の日月間』と決めました。



〈平成22年4月1日制定〉

八 街 市 教 育 委 員 会

## はじめに

いま、子どもたちを取り巻く社会の環境は、少子高齢化、経済・社会のグローバル化、環境問題の深刻化、情報の高度化、価値観の多様化など、複雑な様相を見せ、社会全体が、大きな岐路に立っています。教育分野においても、不登校児童生徒支援、学力の向上、規範意識や人間関係の希薄化、自己肯定感の低下など、さまざまな課題があります。

本市では、平成9年度から全国に先駆けて「幼小中高連携教育」を推進してまいりました。

当初は、生徒指導の更なる充実を目指してスタートした連携教育でしたが、現在は、教職員の指導力向上、児童生徒の学力向上を目指して連携教育を実践しているところです。

また、平成20年に『青少年健全育成都市宣言』を、平成22年には『やちまた教育の日』を制定し、地域をあげて次代を担う人づくりが推進されるよう努めてまいりました。併せて、市民の皆様が生涯にわたって学べる環境をつくり、社会教育、スポーツの振興にも努めてまいりました。

このような中、平成18年12月に、60年ぶりに教育基本法が改正されました。平成20年7月には、国において、教育振興基本計画が策定され、併せて地方公共団体は、この計画を参酌し、その地域の実情に応じた教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めることとされました。

本市の教育に関する計画としては、市の総合計画に基づき、「八街市教育施策」として、毎年その年度の重点施策を定めておりましたが、八街市の教育の中長期的な方向性を示すため、八街市教育振興基本計画を策定することといたしました。

今後の社会の方向性として、「自立」「協働」「創造」の3つの理念の実現に向けた生涯学習社会を構築するため、本計画の趣旨を広く八街市民の皆様にご理解いただくとともに、市民が一体となった教育が推進されるよう、八街市の教育に参加ご協力いただきますことをお願いいたします。

なお、「第4章 基本施策と事業」の前期期間が終了したことから、引き続き、後期5年間の基本方針を策定いたしました。

終わりに、本計画の策定にあたりご協力をいただきました方々に厚くお礼申し上げます。



令和2年3月

八街市教育委員会教育長 加曾利佳信

# 目次

<b>第1章 計画の策定</b>	<b>1</b>
I 計画策定の趣旨及び対象期間 . . . . .	3
II 計画の位置づけ . . . . .	4
<b>第2章 八街市の教育の現状</b>	<b>5</b>
I 社会変化 . . . . .	7
II 教育の現状 . . . . .	10
<b>第3章 八街市の目指す教育</b>	<b>13</b>
I 基本理念 . . . . .	15
II 目指す姿 . . . . .	16
<b>第4章 基本施策と事業（後期5年間の基本方針）</b>	<b>17</b>
基本施策と事業 . . . . .	19
I 子どもの教育・健全育成の充実 . . . . .	22
II 自ら学ぶ生涯学習・スポーツの推進 . . . . .	32
III 市民文化の創造と継承 . . . . .	40
IV 豊かな心を育む交流の推進 . . . . .	44
<b>第5章 計画の進行管理</b>	<b>47</b>
計画の進行管理 . . . . .	49
<b>資料編</b>	<b>51</b>
I 人口の推移 . . . . .	53
II 小中学校児童生徒数、幼稚園園児数の推移 . . . . .	55

# 第1章 計画の策定



## I 計画策定の趣旨及び対象期間

八街市の教育は、「次代を担う人々が、八街で生まれて育ったことを誇りとし、健やかに成長していくため、市民一人一人が教育に対する理解と関心を深め、学校・家庭・地域が連携し、望ましい教育環境をつくる。」ことを理念として、新しい時代を切り拓くことのできる心豊かでたくましい人間の育成を目指してきました。

教育委員会では、毎年「教育施策」を作成し、学校教育の分野では、子どもたちの確かな学力、健やかな心身の育成を図るため、学校・家庭・地域が連携し、子どもたちが安心して過ごすことのできる教育環境の整備に努めてきました。

また、生涯教育の分野でも、いつでも・どこでも・誰でも学ぶことのできる生涯学習の基本に立って、生涯学習情報の発信とともに、各種講座の開催やスポーツの振興、文化財の保護、青少年の健全育成に取り組んできました。

こうした中、教育基本法が改正され、地方公共団体にもその地域の実情に応じ、教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めることが規定されました。

八街市教育振興基本計画は、これまでの計画の進捗状況や取り組みを整理したうえで、本市の教育に関する総合的な中長期計画として、本市の教育が目指すべき教育の方向性及び目標を明らかにするとともに、目標ごとの基本施策等を定めるものです。

なお、本計画の計画期間は、八街市総合計画に連動する期間とするため、当初計画を1年間延長し、2014（平成26）年度から2024（令和6）年度までの11年間を対象期間とします。

## II 計画の位置づけ

八街市教育振興基本計画は、教育基本法第17条第2項の規定により、地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画として定めたものです。

また、本市では、2015（平成27）年度から2024（令和6）年度までを計画期間とする「八街市総合計画2015」を策定し、基本構想に掲げる基本理念に基づき、将来都市像を「ひと・まち・みどりが輝く ヒューマンフィールドやちまた」と定め、計画的な施策を展開しています。

本計画は、2020（令和2）年度から2024（令和6）年度までの「八街市総合計画2015後期基本計画」で定める中期的計画の教育に関する部門別計画として位置づけられます。



## 第2章 八街市の教育の現状



## I 社会変化

- ◇ わが国は、総人口が減少するとともに、少子高齢化が一層進展します。少子高齢化は、世界に例を見ない速さで進んでおり、教育の対象となる人口も減少しています。また、減少率は地域によってもかなりの格差が生じています。

本市の人口は、平成16年度の76,385人をピークに徐々に減少しており、児童生徒数は、小学校が平成8年度の5,899人、中学校が平成9年度の3,174人をピークに減少の一途を辿っています。

今後は、国の人口減少以上に早いスピードで年少人口の割合の激減が予想されます。

しかし、将来の八街を担うのはこれからの人材であり、年少人口の減少が見込まれるからこそ、一人一人の子どもたちの教育に社会を挙げて取り組んでいかなければなりません。

豊富な社会経験のある高齢者層が、経験や知識・技能を生かし、今後の地域活動や経済活動の担い手となるとともに、教育活動においても地域人材の有効活用が期待されているところです。

- ◇ 世界規模で、人材、物資、情報が交流する社会のグローバル化が進むとともに、「知識基盤社会」への移行も本格的に進展します。各業界でも日進月歩でめまぐるしく広範な分野で技術革新のスピードが加速され、国際的な競争が激化することが予想されます。

こうした中、子どもたちは、この変化に柔軟に対応する能力、異文化を理解する力、自立的に行動する力を養うことが必要となります。情報化社会での適正なモラルも必要とされます。

一方、深刻化する地球環境問題に対しては、二酸化炭素排出量削減の取り組みを加速することが求められます。社会全体として持続可能な社会の構築に向けた理念を共有する中で、環境の保全にも寄与しようとする意識を持った子どももの育成に努めることも課題です。

- ◇ 産業構造の変化や、雇用においても多様な就業形態が選択されるようになり、個人の価値観も一層多様化するとともに、仕事と生活を調和させる「ワーク・ライフ・バランス」が重視されます。

価値観の多様化は、個人の自己中心的な行動の容認を意味するものではなく、幼児期から発達段階に応じて、社会のルール・マナーを守る態度・規範意識を育成していく取り組みが引き続き求められます。

- ◇ 家族形態の変化や人々のライフスタイルの変化に伴って、家庭や地域のあり方やその機能も大きく変化しています。今後も、家庭機能の低下や地域活動の担い手の減少等が続いていくことが懸念されます。このような中でこそ、人と人とのつながりを活かした地域づくりを一段と進めていく必要があります。

教育の面においても、家庭や地域の教育力の低下が指摘される一方で、地域の人々が積極的に学校の活動に協力しようとする動きもあります。これらの学校・家庭・地域の連携のもとで関係者が一体となって教育に取り組む、新たな枠組みの構築が望まれます。

- ◇ 平成18年12月に改正された教育基本法の理念は、おおむね次の3点に集約されます。

- 知・徳・体の調和がとれ、生涯にわたって自己実現を目指す自立した人間の育成

- 公共の精神を尊び、国家・社会の形成に主体的に参画する国民の育成

- わが国の伝統と文化を基盤として、国際社会に生きる日本人の育成

改正教育基本法では、家庭教育・幼児期の教育並びに学校・家庭及び地域住民等の相互の連携協力等についても規定されました。

この改正を受けて、平成20年度に幼稚園の教育要領と小中学校の学習指導要領が改訂されてから10年が経過し、平成30年度に新しい幼稚園教育要領が全面実施となりました。さらに、令和2年度に小学校、令和3年度に中学校で新学習指導要領が全面実施となります。

今回の改訂では、これまでの学校教育の実践や蓄積を生かし、子どもたちが未来社会を切り拓くための資質・能力を一層確実に育成するとともに、子ども

たちに求められる資質・能力とは何かを社会と共有し、連携する「社会に開かれた教育課程」を重視することが示されました。

また、育成すべき資質・能力について、全ての教科等を「知識及び技能」、「思考力、判断力、表現力等」及び「学びに向かう力、人間性等」の3つの柱で再整理するとともに、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善が重要であるとされています。

本市では、平成27年度の地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正を受け、平成29年12月から新たな教育委員会制度のもと、教育行政の充実を目指しています。

こうした制度改正の円滑な実施に努めるとともに、より良い教育環境を整備し、教育内容を充実させることが課題となっています。

- ◇ 少子高齢化の進展により、今後の財政状況はさらに厳しさを増していくことが予想されます。そうした中、行政と民間との役割・責任分担の明確化とともに、行政には、以前にも増して限られた資源を適切かつ効果的に活用していくことが求められます。

教育分野においても、国と地方公共団体との役割分担及び相互の協力の下で、教育行政の質的向上を図る努力が一段と必要となります。また、学校、家庭及び地域がそれぞれの役割と責任を分担し、今後も相互の連携及び協力を努めていくことが一層重要となります。

## II 教育の現状

### ◇ 学校教育

教育現場では、平成30年度から幼稚園、令和2年度から小学校、令和3年度から中学校において、授業改善の取り組みを活性化する視点として「主体的・対話的で深い学び」を位置づける新学習指導要領が全面実施となります。高等学校や特別支援学校は、令和4年度以降、スケジュールに準拠して実施されます。

現在、各幼稚園、小中学校ではアクティブラーニングを取り入れ、特別の教科道徳、外国語活動など、新たに設けられた教科への対応を中心に教育課程の編成・実施に努めています。

本市では、学力向上と長期欠席児童・生徒の適切な支援の2点が課題となっています。この2つの課題は個別に対応するものではなく、相互に関連するものと考えています。すなわち、学力が向上すれば学習が楽しくなり、登校意欲の向上に繋がると考えています。

学力を向上させるためには、研修や指導主事の指導等によって教職員の指導力の向上を図り、楽しく、わかりやすい授業の創造が必須条件です。教育委員会では、各幼稚園、小中学校のニーズに応じて、夏季研修、指導主事の巡回指導を実施するとともに、教育センターにおいて全国学力・学習状況調査の結果を考察し、具体的な取り組みについての情報提供を行ったり、研究指定をして各幼稚園、小中学校の課題を追求するための支援をしています。

また、市独自の学力調査を実施し、学期毎に児童・生徒が各学年で身につけなくてはならない計算や読み書きの学習についての定着度を測定し、指導の改善に生かしています。さらに、教育委員会では、教職員の働き方の改善を推進するために、タイムレコーダーの導入による勤務時間の客観的な把握、校務支援システムの整備による校務にかかる時間の削減などを実施し、児童・生徒の指導や教材研究のための時間を確保して、学力向上のサポートに取り組んでいます。

児童・生徒の学習支援では、令和元年度中に市内すべての小中学校にタブレット型コンピュータ、学習コンテンツ、Wi-Fi環境を整備して、児童・生徒の学習意欲を喚起し、主体的・対話的な学習スタイルを実現できるような環境を整えていきます。

生活面では、体育祭、音楽発表会などの学校行事を中心に、生き生きと活動する姿が見られます。本市では、平成9年度から幼小中高連携教育に取り組み、子どもたちの生活の安定を図っています。特筆すべきは、子どもたちの生活基盤を確立するために八街市幼小中高連携共通6項目を定め、子どもの発達に合わせたわかりやすい言葉であるべき姿を示し、道徳心や規範意識の向上を目指しています。

本市の連携教育はスタートから20年を経過しました。生活連携を連携教育の根幹に据えつつ、しっかりした学習規律のもとで各中学校区で共通した学びのスタイルを構築し、小学校から中学校へスムーズに移行できるよう学習連携の充実も図っていきます。子どもたちの発達段階に応じた八街市幼小中高連携共通6項目の指導を基本に、幼児教育から小学校・中学校・高等学校と継続した学びの実現を目指し、連携教育をさらに発展させていきます。

運動能力調査の結果から、体力についての傾向は県と同様であり、走力や跳躍力では県平均を上回る力を発揮しています。これは、小中学校を通して運動習慣が身につけていることが要因と考えます。一方、投力については課題があり、特に女子に顕著です。多様な運動経験を通して課題を克服するとともに、体力の向上に努めていきます。

健康面では、発育状況や健康状況はほぼ良好です。課題としては、肥満傾向の子どもがわずかに散見し、また、う歯の罹患率が継続して高い状況にあります。治療の勧奨とともに、衛生士の協力による歯科保健指導や食育等の保健教育を継続して実践しています。

今後も健康診断を通して経過観察し、児童・生徒の健康推進に努めていきます。

施設については、子どもたちの安全を確保するために校舎・屋内運動場の耐震化を進めています。また、令和元年度にはすべての小中学校に空調設備を設置するなど、学習環境の整備に努めています。

本市では、11月12日を「やちまた教育の日」と定めています。各幼稚園、小中学校では、毎年11月を「やちまた教育の日月間」として、地域の方に教育の様子を公開し、広く意見を聞く機会を設けています。

また、保護者や子ども、学校評議員へのアンケートを通して学校評価を実施し、学校経営に反映させています。このようなPDCAサイクルを活用し、安心して子どもを通わせることができる学校、安全で充実した学習ができる学校、地域に開かれた学校を目指しています。

### ◇ 生涯学習・文化芸術・スポーツ

一人一人が生涯にわたって学び続け、文化や芸術、スポーツなどに取り組み、生きがいを持って楽しむ活動の場の確保、学習機会の充実、情報の提供などを行っています。

社会教育の具体的な事業として、社会教育振興大会、成人式、家庭教育学級、高齢者学級等を開催し、各種協議会、団体への支援をし、その充実に努めているところです。

スポーツの振興については、ピーナッツ駅伝大会、小出義雄杯八街落花生マラソン大会共催をはじめ、各種スポーツ大会や指導者育成のための研修会・講習会を実施し、各種団体への支援をしているところです。

また、スポーツプラザ施設の利用、学校施設の開放など、スポーツ施設の利用促進も図っています。

このような中、社会教育の拠点となる中央公民館の老朽化が進んでおり、その安全を図るため、平成24、25年度に耐震補強等の工事を実施しました。新規文化施設の設置は難しいことから、基本的には現在の施設を維持しながら、活動の場を確保していきますが、社会教育施設については、各施設の将来像を検討し、必要に応じて個別計画を策定する予定です。

アンケート調査によると、市民の約40%は、何らかの学習活動をしており、市民が主体的に相互に学び合う環境づくりを進め、地域の人材を育成するとともに、その成果を地域社会に還元する施策を展開していくことが求められています。



## 第3章 八街市の目指す教育



## I 基本理念

八街市教育振興基本計画の基本理念を、次のとおり定めます。

次代を担う人々が、八街で生まれて育ったことを  
誇りとし、健やかに成長していくため、市民一人一人  
が教育に対する理解と関心を深め、学校・家庭・地域  
が連携し、望ましい教育環境をつくる。

わたくしたちの八街は、開拓の歴史と恵まれた自然環境の中で、先人たちの努力によって栄えてきたまちです。

これまで育まれた美しい自然や風土を大切に「ふるさと八街」を引き継いでいくとともに、活力ある産業の振興を図り、八街独自の文化を継承・創造し、生涯を安心して暮らすことのできる調和のとれたまちを目指します。

## II 目指す姿

教育の果たすべき使命を踏まえ、教育の目標や理念の実現に向けて、改めて社会全体で取り組むことが必要です。

子どもの課題解決のため、市民の学習課題に対応できるよう、目指す姿を次のとおり定めます。

- 1 子どもの生きる力の育成
- 2 学校・家庭・地域の連携による青少年の育成
- 3 生涯学習・スポーツ・文化活動の推進

## **第4章 基本施策と事業**

**(後期5年間の基本方針)**



## 基本施策と事業

### 後期5年間の取り組みの方向性

本市が目指す教育の振興に関する施策の基本方針は、「八街市教育大綱」に  
定めた次の4項目とし、それぞれの事業を展開します。

I 子どもの教育・健全育成の充実

II 自ら学ぶ生涯教育・スポーツの推進

III 市民文化の創造と継承

IV 豊かな心を育む交流の推進

これからの Society 5.0 の社会の中で

- テクノロジーの進化をはじめとして変化が激しく、正解がない社会
- 世界との距離が縮まり、多様化、グローバル化する社会
- AIやIoTを使いこなすことが前提の社会
- 情報を収集する能力から、取捨選択し、情報を上手に活用する社会

このような社会で、誰もが自分らしく、幸福を実現するために、これからも必要な能力は『生きる力』です。

そのことを踏まえ、これから先5年間で、次のような取組を目指します。

- (1) 国際社会とともに問題解決するために「言語」と「ICT」と「広範な教養」を獲得できる環境を創造します。
- (2) 問題解決のために世界中の人々と協調し、試行錯誤に耐え、挑戦し続ける強さを獲得できる環境を創造します。
- (3) 世界中の多様な価値に触れるとともに、AIやIoTを使いこなす、自己実現できる環境を創造します。
- (4) 誰もが自分らしく、文化的で健康的で豊かな生活を実現するために、生涯に渡って学び続けことができる環境を創造します。

※ 目指す姿を実現するための取り組みを  
八街市教育創生『MOT E (モテ)』と称します。

『MOT E』

～18年鍛えて10年外行って恋と仕事を持って帰ってくる～

Make	…	八街を創る
Open	…	八街から拓く
Try	…	八街から挑戦する
Empower	…	八街を活気づける
「Make Our Tomorrow's Education」		



※ 用語解説

- 「Society 5.0」 (ソサエティ 5.0)  
… I o T、ロボット、人工知能 (A I)、ビッグデータといった社会の在り方に影響を及ぼす新たな技術の進展が進んでいる中、これら先端技術をあらゆる産業や社会生活に取り入れ、経済発展と社会的課題の解決を両立していく新たな社会を目指すこと
- 「I C T」 (インフォメーション アンド コミュニケーション テクノロジー)  
…通信技術を使って、人とインターネット、人と人がつながる技術のこと
- 「A I」 (アーティフィシャル インテリジ<sup>ン</sup>ェンス)  
…人工知能、人間の知的ふるまいの一部をソフトウェアを用いて人工的に再現したもの
- 「I o T」 (インターネット オブ シン<sup>グ</sup>ス)  
…人を使わず、モノが自動的にインターネットとつながる技術のこと

# Ⅰ 子どもの教育・健全育成の充実

## 1 「生きる力」の育成

学校教育に対する市民の期待はきわめて高く、教育活動全体を通して、個性を尊重し、豊かなところを育み、自ら学ぶ意欲を培うとともに、生涯学習の基礎づくりとしての役割を果たすことが求められています。

今後の変化の激しい社会において、将来にわたって子どもたちが夢を持ち、自ら学び考え、目標に向かってたくましく生きていくことができるよう、「確かな学力」「豊かな心」「健やかな体」の基礎・基本を定着させ、生きるための基盤を形成しなければなりません。

教育基本法を踏まえた学習指導要領改訂の理念である「生きる力」を育てるためには、教育関係者や保護者・地域が理念を共有し、共に育むことが大切です。各学校が、児童・生徒や地域の実態等を十分に踏まえ、創意工夫を存分に生かした特色ある教育活動を展開することが求められています。

そこで、次の施策を重点的に推進します。

### (1) 基礎学力の向上と主体的・対話的で深い学びの教育の充実

基礎的な知識・技能を重視した学力の向上と、主体的・対話的で深い学びの充実を図るため、次の事業を行います。

- 学力向上の基となる八街市幼小中高連携共通6項目の徹底
- 八街市教育センターの機能強化・業務拡充
  - 学力向上プランをもとに、PDCAサイクルを生かした授業改善
  - 小学校八街市基礎学力調査の評価・考察、改善への取組の推進  
(国語・算数の基礎問題)
  - 中学校学力検査(県標準学力テスト)の評価・考察、改善への取組の推進
  - 全国学力・学習状況調査(小学校6年生・中学校3年生)の評価・考察、改善への取組の推進
  - 八街市立幼稚園・小学校・中学校のホームページ作成支援
  - 学校訪問を生かした授業改善
  - 「八街教育の歩み」の発行

- 千葉県学習サポーター派遣事業の活用による学校支援の充実
- プログラミング教育の確実な取組に向けた支援の充実
- 多層指導モデル（MIM）によるアセスメントに基づいた指導の充実

## （2）地域活力支援の充実

地域の力を活用し、幼稚園・学校支援の充実を図るため、次の事業を行います。

- 学校支援地域本部・地域学校協働本部事業による地域の教育力の活用
- 地域ボランティアによる、読み聞かせ、環境整備、登下校時の安全パトロール、学習支援等の活用

## （3）キャリア教育の推進

生き方指導の充実を図るため、次の事業を行います。

- 豊かな体験活動の推進（幼稚園）
- ゆめ・仕事・ぴったり体験（小学校）、職場体験学習（中学校）を通じたキャリア教育の推進
- 地域教育力の活用

## （4）体験学習と情操教育の推進

豊かな体験学習と情操教育の推進のため、次の事業を行います。

- 「育て八街っ子」事業の推進
- 小・中学校音楽発表会の支援
- 幼児体験学習の推進
- 学校図書館の整備
- 自然体験・社会体験の推進

## （5）体力の増進・運動能力の向上

健康で豊かな生活を営むことができるよう、体力の増進、運動能力の向上を図るため、次の事業を行います。

- 体力・運動能力調査結果等の活用及び指導
- 小学校ロードレース大会の開催

- 小学校陸上競技大会の支援
- 部活動の充実と各種大会出場の支援
- 近隣中学校交流野球・柔道大会の開催

#### (6) 保健・安全活動の充実

学校における保健・安全活動の充実を図るため、次の事業を行います。

- 健康診断、各種検査の実施及び事後措置の徹底
- 小児生活習慣病予防検診の実施及び予防教育の支援
- 「歯と口の健康づくり教育」の支援
- 「八街市生命の教育」の支援
- 心の健康に関する指導の充実
- 交通安全教育の充実
- 防災教育の充実

#### (7) 食育を通じた生活習慣の向上

食育を通じて健康的な生活習慣の向上を図るため、次の事業を行います。

- 学校給食の充実
- 学校と学校給食センターとの連携強化
- 幼児・児童・生徒への食に関する指導の充実
- 栄養士による栄養指導
- 保護者への啓発や食に関する情報提供の推進
- 小児生活習慣病予防検診実施後の事後指導の支援
- 地産地消の普及

#### (8) ボランティア活動の推進

ボランティア活動を推進し、協力し認め合う児童・生徒の育成を図るため、次の事業を行います。

- 福祉教育の充実
- ボランティア教育の推進
- 児童会・生徒会活動等の支援
- 地域社会・社会福祉協議会との連携事業

### (9) 情報モラル教育の充実

児童・生徒の発達段階に応じた情報活用能力を育成し、情報モラル教育の充実を図ります。

- タブレット型パソコン及び大型テレビ等の機器活用
- インターネットの有効活用
- 情報セキュリティー教育や情報モラル教育の充実
- ホームページの活用による学校からの積極的な情報発信

### (10) 読書教育の充実

幼児、児童、生徒が主体的に読書に親しむことができる環境の整備を進め、読書教育の充実を図ります。

- 幼稚園、学校図書館 標準蔵書数の維持・増進
- 図書館司書の充実及び市立図書館との連携
- 『育て八街っ子』読書計画～八街市子どもの読書推進計画～の改訂

### (11) 教職員研修の充実

幼児・児童・生徒一人一人の個性・能力に応じた指導法の工夫と改善に努めるため、教職員研修の充実を図ります。

- 八街市教育センター主催の各種教職員研修会の充実
- 幼小中高連携推進委員会による学校改善の推進
- 指導主事による定期的な学校訪問

### (12) 教育課程及び指導方法の研究推進

幼児・児童・生徒が豊かな個性を発揮し、主体的な学習態度を育成するため、教育課程及び指導方法の研究を推進します。

- 各幼稚園・学校における校内研修の推進
- 八街市教育センター研究推進校の指定・支援
- 各種研究指定校の支援

## 2 教育相談体制の充実と長期欠席児童生徒の適切な支援

本市における長期欠席児童生徒の問題は、喫緊の課題です。長期欠席児童生徒の適切な支援にあたっては、①本人が抱える問題、状況の把握、②本人を取り巻く環境調整、③本人の状態に適した支援、が求められています。特に「本人の周りの環境調整」「状態に適した支援」に関しては、「心理的支援」「福祉的支援」「教育（学習）的支援」という点で関係諸機関との連携が欠かせません。

### (1) 教育相談体制の充実

教育相談体制の充実を図るため、次の事業を行います。

- 各学校における教育相談体制の整備
- スクールカウンセラー、市教育支援センターカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、電話・メール相談員の活用
- 幼児・児童・生徒理解における教員の教育相談研修の充実
- 関係諸機関とのネットワークの整備
- 幼小中連携を生かした支援
- いじめに対する教育相談の充実

### (2) 支援体制の充実

支援体制の充実を図るため、次の事業を行います。

- 長欠児童生徒の実態把握と分析
- 校内支援体制と校内適応指導教室(全中学校及び八街東小学校に設置)の整備・充実
- 適応指導研修会の開催
- 学校教育相談員の配置・活用
- 教育支援センター「ナチュラル」と学校との更なる連携の推進
- 関係諸機関との連携の強化
- 長欠担当者会議の開催
- 幼稚園教育環境の充実



### 3 教育的ニーズの把握と指導・支援の充実

本市では、学習面・情緒面での支援の必要とする幼児・児童・生徒が年々増加傾向にあります。

特別支援教育では、支援を要する幼児・児童・生徒が、自己の持つ能力や可能性を最大限に伸ばし、自立し社会参加するために、一人一人のニーズに対応したきめ細かな教育を行うことが求められています。そのため、本人のニーズを的確に把握し、きめ細かな指導・支援が必要とされています。

#### (1) 体制整備の推進

対象児童生徒の増加により、特別支援教育における体制整備・充実が急務となっており、次の事業を推進します。

- 特別支援学校のセンター的機能の活用
- 専門家チームの活用・巡回相談の推進
- 関係諸機関との連携の推進
- 各学校種への支援のつなぎ事業の推進

#### (2) 校内特別支援教育支援体制の充実

校内での特別支援教育における支援体制の充実を図ります。

- 特別支援教育校内委員会の活性化
- 特別支援教育支援員の配置・研修の推進
- 通常学級担任を対象とした研修の推進
- 発達障害支援アドバイザーの活用

#### (3) 特別支援教育の拡充と充実

特別支援教育におけるその内容の充実を図ります。

- 特別支援学級運営補助事業の実施
- 特別支援学級備品整備の推進

#### (4) 関係諸機関との連携

必要に応じ、関係機関との連携を図ります。

- 関係諸機関との連携による青少年の健全育成の推進

## 4 道徳教育・人権教育の推進

新学習指導要領では、豊かな心を育てるための道徳教育の充実が明記されています。「他人を思いやる心」「命を大切にする心」「きまりを守ろうとする心」「ふるさとを愛する心」「国際理解・国際貢献」等を育てる道徳教育は、人としての生き方の礎となるような道徳的価値を学ぶとともに、自己の生き方と結びつけながら、道徳的実践力を養うよう求められています。本市では、幼小中高連携教育と各学校区、地域の人々との関わりを重視した心の教育を道徳教育、人権教育とともに進めてまいります。

そこで、次の施策を重点的に推進します。

### (1) 道徳教育の推進

道徳教育指導体制を整え、実践力を高める道徳教育を推進します。

- 道徳教育推進教師を中心とした指導体制の充実
- 道徳の授業力を高めるための教育センター研修の充実
- 討論や体験活動を重視した「考え、議論する道徳」授業の推進
- 家庭や地域と協力して行う道徳教育の推進
- 生命の尊さと人間の尊厳の理解を育てる平和教育の推進
- 幼小中高連携を生かした交流活動の推進

### (2) 人権教育の推進

人権尊重の教育を推進し、生命を大切にする教育の充実に努めます。

- 学校人権教育の充実（人権標語・人権作文・人権週間）
- いのちを大切にするキャンペーンの推進
- 人権教育について意識を高めるための校内研修の推進と教育支援センター研修の充実

### (3) いじめ撲滅の推進

学校いじめ防止基本方針を作成し、いじめ撲滅を推進する。

- 学校いじめ防止基本方針をもとにした、いじめ撲滅の推進
- 市内いじめ調査の実施・実態把握・分析・解決への取組みの推進



## 5 教育機会の拡充、教育施設の整備

教育に対する期待の高まりに応じて、教育機会の拡充と学校教育施設等の整備に努めます。

そこで、次の施策を重点的に推進します。

### (1) 小・中学校教育助成事業の推進

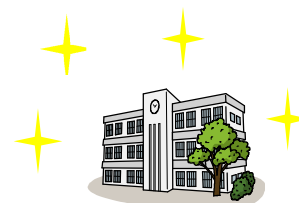
支援を要する小・中学校の児童生徒に対し、助成を行います。

- 特別支援教育就学奨励事業の実施
- 要保護・準要保護児童生徒に対する就学援助事業の実施

### (2) 学校教育施設整備の充実

幼稚園、小・中学校の施設整備の充実を図ります。

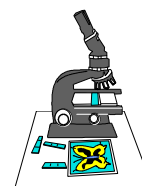
- 幼稚園、小・中学校施設の整備事業の実施（施設の改修）
- 小・中学校トイレ洋式化の推進
- 学校給食センター施設の整備充実・維持管理



### (3) 教材備品等の整備充実

幼稚園、小・中学校の備品の整備充実を図ります。

- 幼稚園、小・中学校の一般管理備品の整備充実
- 小・中学校の教材備品・理科備品の整備充実
- 小・中学校の図書館の整備充実



### (4) 学校教育施設の開放の推進

幼稚園、小・中学校教育施設の積極的な活用を支援します。

- 小・中学校屋内運動場の夜間、休日開放
- 小学校校庭の休日開放
- 幼稚園園庭の平日開放

## (5) 防犯・防災体制の整備充実

幼稚園、小・中学校の安全・安心な体制を推進します。

- 幼稚園、小・中学校における防犯・防災設備の整備充実
- 危機管理マニュアルに沿った対応の支援、市との連携
- 救急法講習会の実施

## 6 家庭教育力、地域教育力の向上

青少年健全育成は、学校・家庭・地域がそれぞれ適切な役割分担を果たしつつ、相互に連携して行われることが重要です。

そのためには、家庭教育及び地域教育への支援を行うとともに、学校・家庭・地域が連携した青少年健全育成事業を推進する必要があります。

そこで、次の施策を重点的に推進します。



### (1) 学習機会の充実

家庭教育支援のため、学習機会等の充実を図ります。

- 家庭教育学級の開設（学級長会議実施）
- 家庭教育相談事業の実施
- 家庭教育講演会の開催
- 家庭教育支援連携事業の実施

### (2) 市民意識高揚事業の実施

家庭教育や青少年健全育成に関連した週間や月間などを市民に周知し、市民の意識を高めるための事業を行います。

- 家庭教育・青少年健全育成などの市民への啓発事業の実施
- 就学各期に合わせた家庭教育支援パンフレット作成配布事業の実施
- 県が運営するウェブサイト「親力アップいきいき子育て広場」の活用
- 「やちまた教育の日」月間事業への参加

### (3) 青少年健全育成事業の推進

地域教育力の向上を図るため、学校・家庭・地域が連携した青少年健全育成の推進に努めます。

- 学校支援地域本部・地域学校協働本部事業及び地域が行う放課後子ども教室事業の支援
- 地域コーディネーター育成の支援
- 「こども110番」推進委員会活動への支援
- 放課後子ども教室の開催
- 青少年相談員活動の充実・連携の強化
- 「八街っ子サポート連絡協議会」活動の推進
- 成人を祝い自覚を促す集いの開催
- 不安を抱える青少年への支援



## 7 生きる力を育む教育

青少年健全育成は、学校・家庭・地域がそれぞれ適切な役割分担を果たしつつ、相互に連携して行われることが重要です。

そこで、次の施策を重点的に推進します。

- 異年齢児童による交流事業の推進
- 自然体験学習の推進

## 8 青少年相談員との共催事業

青少年相談員との連携を強化し、地域の防犯や共催事業を実施することで、地域に根付いた青少年健全育成を図ります。

- 青少年相談員による防犯活動の実施
- 少年少女のつどい大会の開催
- 青少年健全育成事業の実施



## II 自ら学ぶ生涯学習・スポーツの推進

### 1 生涯学習支援体制の充実

生涯学習社会の目指すものは、ゆとり・豊かさが十分発揮できる市民生活の創出であり、市民が自らの意志で選んだ分野で、楽しく学ぶことによって能力を開発し、それを家庭、職場、地域社会、ボランティア活動、趣味、レジャー等の余暇活動などで発揮することによる自己実現を行い、いつでも新しい分野にチャレンジできる社会や、ゆとりを持って主体的に自らの自己実現の場を容易に見いだすことのできる社会の構築です。

また、市民が生涯にわたって活力を持ち続けるには、就学期・就業期・引退期という単線的ライフスタイルに限定されることなく、人生のあらゆる時期にこれまで考えられたもの以外にも多様な可能性が開かれている社会環境の構築が求められています。

現在の社会においては、物質的な豊かさが実現されても、能力開発を行うための学ぶ場や、そこで会得した能力を生かす場などが十分でなく、あっても活用するために必要なゆとりなどの生活環境が整備されていないこともあります。価値観が多様化する中でも、いつでも、どこでも、だれでもが、自由な選択肢の中から自らのニーズに応じた学習は欠くことのできないものです。

そのために、社会教育行政を中心に他機関等との連携を強化し、市民が生涯学習を効果的に行えるよう推進していかなければなりません。

そこで、次の施策を重点的に推進します。

#### (1) 多様な学習情報の収集と提供

各種の学習情報をいち早く、正確に、かつ効率的に提供できるよう県や他市町村などとのネットワークを形成し、コンピュータ等を活用した、多様な学習情報の収集や提供を行うシステムの整備を図ります。

また、関係機関や民間団体などとの連携・協力によりさまざまな専門分野における多様な情報の収集・整理に努めます。

#### (2) 学習相談体制の整備

市民のさまざまな相談に対応できる体制づくりを促進し、ネットワーキング化を図ります。

### (3) 学習方法の研究と開発の促進

学習者のニーズや学習条件を把握して、学習方法を研究・開発し、市民の生涯学習活動を支援します。

### (4) 関係機関・団体との連携強化

幅広く生涯学習関係機関・団体との連携を図り、学習方法の改善と開発を促進します。

### (5) 学習支援活動の推進

学習の多様化に対応し、学習プログラムの研究を進めるとともに、学習支援活動に努めます。

### (6) 指導者の育成と人材バンクの設置

市民の生涯学習活動を支援するため、各種指導者、学習ボランティアの養成に努めるとともに、人材バンクの設置などにより、その活用を促進します。

### (7) 人材の確保と活用を図る連携の促進

各種機関・団体・企業等との連携を図り、効果的な人材の確保と活用を促進します。

- 多様な学習活動に対して、すぐれた指導者を派遣・斡旋できる制度の整備
- 広範囲にわたっての人材の確保に努め、相互活用を図れるシステムの整備

### (8) 職員研修の実施

市民の主体的な学習活動支援のため、生涯学習関係職員等の専門的研修を促進します。

### (9) 社会教育施設の整備

中央公民館、図書館、郷土資料館の今後の在り方等を検討し、各施設の整備計画に反映させます。

## 2 学習機会の充実と関係団体等の活動支援

市民の生涯学習の推進のため、多様化・複雑化・高度化するさまざまな学習課題に対応し、青少年期、成人期、高齢期などの生涯各期にわたる社会教育の学習機会充実及び社会教育関係団体等の活動に対する支援を図る必要があります。そこで、次の施策を重点的に推進します。

### (1) 青少年の学習機会等の充実

青少年の社会性や主体性を培うため、学習機会等の充実を図ります。

- 放課後子ども教室の開催 [再掲]
- 異年齢児童による交流事業の推進 [再掲]
- 少年少女のつどい大会の開催 [再掲]
- 青少年健全育成事業の実施 [再掲]
- 自然体験学習の推進 [再掲]
- 成人を祝い自覚を促す集いの開催 [再掲]
- 「八街っ子サポート連絡協議会」活動の推進 [再掲]
- 青少年団体の育成及び活動支援

### (2) 成人教育の充実

多様なニーズに対応した成人教育の充実を図ります。

- 家庭教育学級の開設 [再掲]
- 家庭教育相談の実施 [再掲]
- 家庭教育講演会の開催 [再掲]
- 家庭教育・青少年健全育成などの市民への啓発事業の実施 [再掲]
- 輝く女性の研修会の開催
- 地域コーディネーター育成の支援 [再掲]
- その他各種講座の開設
- 社会教育団体の育成及び活動支援

### (3) 高齢者の学習機会等の充実

高齢者が社会と関わりを保ち、生きがいを持った生活を営むため、学習機会の充実を図ります。

- 高齢者学級への支援
- 生きがい短期大学の開設

### (4) 各種学習講座及び事業の充実

公民館、図書館、郷土資料館等の社会教育施設において、市民の学習意欲の高揚を図り、学習活動を推進し、各種学習講座及び事業を充実します。

#### i) 公民館

- 祝日の開館  
ただし、祝日と月曜日が重なる日は休館
- 学習講座の開催
  - ・ 主催学習講座の充実
- サークルの育成・支援
  - ・ こうみんかん祭の開催（サークル団体による運営）
- 中央公民館施設の適正な管理
  - ・ 改修工事、維持修繕等の適宜実施



八街市中央公民館

ii) 図書館

- 祝日の開館  
ただし、祝日と月曜日が重なる日は休館
- 資料の整備充実
- 図書館ホームページ及びSNSによる情報の提供
- 家庭のパソコン及び携帯電話による本の検索・予約サービスの提供
- 市民がインターネットを利用するためのパソコンの設置
- 八街市子どもの読書活動推進計画に基づいた事業の推進
- おはなし会の開催  
(0歳～3歳対象、4歳～小学生対象、小学校等への巡回、  
各種おはなし会スペシャル、大人のためのおはなし会)
- 夏休み子ども科学講座の開催
- 絵本の読み聞かせ講座の開催
- 一般向け及び児童向け映画の上映
- 移動図書館車の運行
- 図書館利用に障がいのある方へのサービスの提供
- 図書館ホームページを利用した調査研究などに対する情報提供
- ジュニア司書の育成
- ビジネス支援講座の開催
- 学級文庫、児童クラブ等への配本サービスの提供
- 視聴覚機材、教材の貸出しによる視聴覚教育の支援
- 図書館施設の適正な管理
  - ・ 改修工事・維持修繕等の適宜実施



八街市立図書館



iii) 郷土資料館

○ 祝日の開館

ただし、祝日と月曜日が重なる日は休館

○ 講座の開催

・ 歴史講座の開催（『八街市史 資料編』刊行翌年度に開催）

○ 資料の展示・活用

- ・ 常設展示の充実
- ・ 企画展の開催
- ・ 体験型展示の充実
- ・ 図書閲覧コーナーの充実
- ・ 映像コーナーの充実

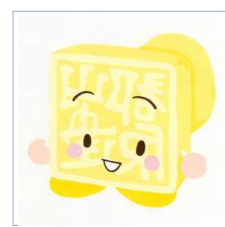
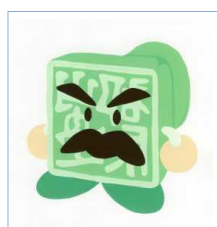


○ 市史編さん事業の推進

○ 郷土資料館施設の適正な管理

・ 改修工事・維持修繕等の適宜実施

○ 郷土資料館の改築等の検討



八街市郷土資料館キャラクター「郡印ファミリー」

### 3 スポーツ・レクリエーションの普及

市民の健康づくり、体力づくりのため、スポーツ、レクリエーションの普及を図る。また、ニュースポーツやレクリエーション等に障がいのある方にも参加しやすい環境を整え、生涯スポーツの普及・推進に努めます。

そこで、次の施策を重点的に推進します。

#### (1) 関係団体の充実・指導者の育成

社会体育関係団体との連携及び指導者の育成を図ります。

- 市体育協会及びスポーツ少年団への活動支援
- スポーツ指導者育成のための研修会・講習会等への参加の促進
- 市スポーツ推進委員の活動支援及び研修への参加促進

#### (2) 社会体育活動の充実

社会体育活動の充実を図ります。

- 各種スポーツ大会及びスポーツ・レクリエーション大会の開催
  - ・ 各種スポーツ大会・各種スポーツ教室の開催
  - ・ 市ピーナッツ駅伝大会の開催
  - ・ 小出義雄杯八街落花生マラソン大会共催
  - ・ 市スポーツ・レクリエーション祭の開催
- スポーツ団体等への国内遠征奨励費の支給

#### (3) 生涯スポーツの振興

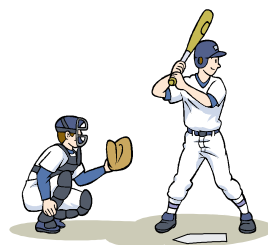
生涯スポーツの振興を図ります。

- ニュースポーツの紹介及び普及・振興

#### (4) 「やちまた教育の日月間」の充実

やちまた教育の日月間事業を開催します。

- 11月に社会体育施設の無料開放を実施（1日間）



## 4 社会体育施設の整備充実・利用促進

スポーツ、ニュースポーツ及びレクリエーションの活動を支援するために、市社会体育施設の有効活用と施設の充実を図るとともに、学校施設開放の推進を図ります。

そこで、次の施策を重点的に推進します。

### (1) 社会体育施設の利用促進

- 社会体育施設の整備・維持管理

### (2) 社会体育施設の整備充実

- スポーツプラザ施設等の整備充実・維持管理

### (3) 学校施設開放の推進

- 学校施設の開放
  - ・ 屋内運動場
  - ・ 校庭（各小学校）
  - ・ 武道場（八街中、八街中央中、八街南中）
  - ・ プール（八街北中、八街南中）



八街市スポーツプラザ

### Ⅲ 市民文化の創造と継承

#### 1 文化芸術活動の推進

日常生活にゆとりとうるおい、心の豊かさを求め、文化芸術に対する市民の関心は年々高まっています。

そこで、市民が発表や鑑賞する機会の充実と、文化芸術団体等の活動支援を行い、市民による地域に根ざした文化芸術活動の推進に努めます。

##### (1) 文化芸術活動の推進

文化芸術団体の発表する機会等の充実を図り、市民が行う文化芸術活動を推進します。

- 市民文化祭の開催
- 市民音楽祭の開催
- 市内在住の作家による作品展の開催
- 市民による文化活動への支援

##### (2) 鑑賞の機会や情報提供の充実

優れた芸術文化に親しみながら、独自の市民文化の創造を図るため鑑賞の機会や情報提供の充実に努めます。

- 芸術文化鑑賞事業等の情報提供



八街市民音楽祭

## 2 文化財保護活動の推進

貴重な財産である文化財を保護するため、文化財保護意識の高揚を図るとともに、市民との協働による文化財保護活動を推進します。

そこで、次の施策を重点的に推進します。

### (1) 文化財に対する市民意識の高揚

文化財を後世に伝えるため、文化財保護意識の高揚を図ります。

- 「八街の歴史・文化財出前講座」の実施と拡充
- 『八街の文化財ーやちまた歴史散歩ー』の活用

### (2) 文化財の保護活動

文化財を良好な状態で保存します。

- 市指定文化財等の整備と適正な管理
  - ・ 柳沢牧野馬土手
  - ・ 小間子牧野馬捕込跡
  - ・ 御成街道跡
  - ・ こえっばの弁天 ほか
- 無形民俗文化財保存・活用・継承活動の支援
  - ・ 榎戸獅子舞
  - ・ 文違麦つき踊
- 文化財ボランティア活動への支援と協働事業の推進
- 各種文化財調査の実施と調査成果の活用
- 埋蔵文化財の取扱いに係る協議等の実施
- 文化財保護周知用立看板の整備と適正な管理



榎戸獅子舞



文違麦つき踊

### 3 郷土資料館の充実、市史編さん事業の推進

市民の郷土意識の高揚を図るため、市の歴史や文化の特性を明らかにし、その成果を活用します。

そこで、次の施策を重点的に推進します。

#### (1) 資料収集、調査研究、展示資料の活用

市の歴史的経緯や文化財の特性を明らかにするとともに、郷土意識の高揚を図るため、資料収集及び調査研究、郷土資料館展示資料の活用と充実を図ります。

- 資料の収集・整理・調査研究
- 資料の保存・修復
  - ・ 収蔵資料の保存処理
- 資料の展示・活用〔再掲〕
  - ・ 常設展示の充実〔再掲〕
  - ・ 企画展の開催〔再掲〕
  - ・ 体験型展示の充実〔再掲〕
  - ・ 図書閲覧コーナーの充実〔再掲〕
  - ・ 映像コーナーの充実〔再掲〕
- 学校教育との連携による郷土理解学習の推進
- 市民との協働による郷土資料館収蔵資料等の整備
- 郷土史研究団体との協働による合同事業の開催
- 古文書講座の開催

#### (2) 市史編さん事業の推進

市の歴史的経緯や文化財の特性を明らかにするために、市史編さん事業を推進します。

- 市史編さん事業の推進〔再掲〕

市史編さん委員会の下に近世部会・近現代部会などの専門部会を設置して、各種資料の収集及び整理に努め、調査・研究を進めることによって、その成果を『八街市史』として刊行します。



- 市の歴史を解明するための各種資料の刊行
  - ・ 『八街市史 資料編』 近世・近現代
  - ・ 『八街市史 通史編』
  - ・ 各種普及用及び研究用図書の刊行

## IV 豊かな心を育む交流の推進

### 1 国際交流・地域間交流・世代間交流の推進

国際化が急速に進展する中、国際社会に生きる日本人の育成という観点にたった教育は一層重要なものになってきます。そのためには郷土を愛し、わが国の歴史や文化、伝統に対する誇りや愛情を培い、その上で広い視野をもって異文化を理解する必要があります。さらに、情報化が進展していく中、児童・生徒が情報を主体的に選択・活用できる能力を養うよう努める必要があります。

そこで、次の施策を重点的に推進します。

#### (1) 地域及び国の文化と伝統の理解

地域及び国の文化と伝統を理解する児童・生徒の育成を図ります。

- 社会科副読本「わたしたちの八街市」の配布
- 郷土理解学習の推進 [再掲]
- 異文化理解学習の推進

#### (2) 家庭や地域社会との交流

地域とのふれあいの場を設定し、家庭や地域社会との交流を深めます。

- 社会人の活用事業の推進
- 地域別環境整備活動の支援

#### (3) 国際理解教育の推進

国際理解教育の推進と小学校からの外国語活動の充実を図ります。

- 小中学校へのALTの派遣
- 幼稚園行事へのALTの派遣
- 教員に対する外国語授業力UP研修
- グローバル人材の育成を目的とした海外との交流活動
- 英語に対する興味・感心を高めることを目的としたイングリッシュキャンプの実施



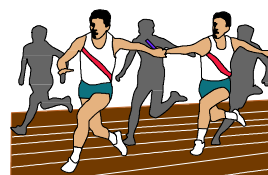


## 2 スポーツイベントの開催

市民に広くスポーツ・レクリエーションの機会を提供できるように務め、市民だれもがスポーツ・レクリエーション活動に参加できるような、地域に根ざした各種事業を展開します。

そこで、次の施策を重点的に推進します。

- 市ピーナッツ駅伝大会の開催〔再掲〕
- 小出義雄杯八街落花生マラソン大会共催〔再掲〕
- 市スポーツ・レクリエーション祭の開催〔再掲〕



## 3 文化芸術イベントの開催

文化芸術は人々の創造性を育み、その表現力を高めるとともに、人と人とのつながりや共に理解し尊重しあえる心豊かな地域社会づくりのもとでもあることから、文化芸術活動を通しての交流の場づくりに努めます。

そこで、次の施策を重点的に推進します。

- 市民文化祭の開催〔再掲〕
- 市民音楽祭の開催〔再掲〕
- 八街アートプロジェクトの計画





## 第5章 計画の進行管理



## 計画の進行管理

本計画が、学校・家庭・地域が連携し、子どもたちと社会全体の教育を支えようとするものであることを踏まえ、すべての人が共有できる計画となるよう周知を図ります。

また、本計画を確実に推進していくため、毎年度、本計画の進捗状況について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条の点検・評価を実施し、これに基づき、次年度で実施すべき取り組みを具体的に示した行動計画（八街市教育施策）を定め、計画の目標を達成するために必要な進行管理を行っていきます。

現在、八街市の将来像を実現するための基本的な指針となる「八街市総合計画2015」とも整合を図り、一定の見直しを行いながら、後期5年間の進行管理を図っていくものとします。



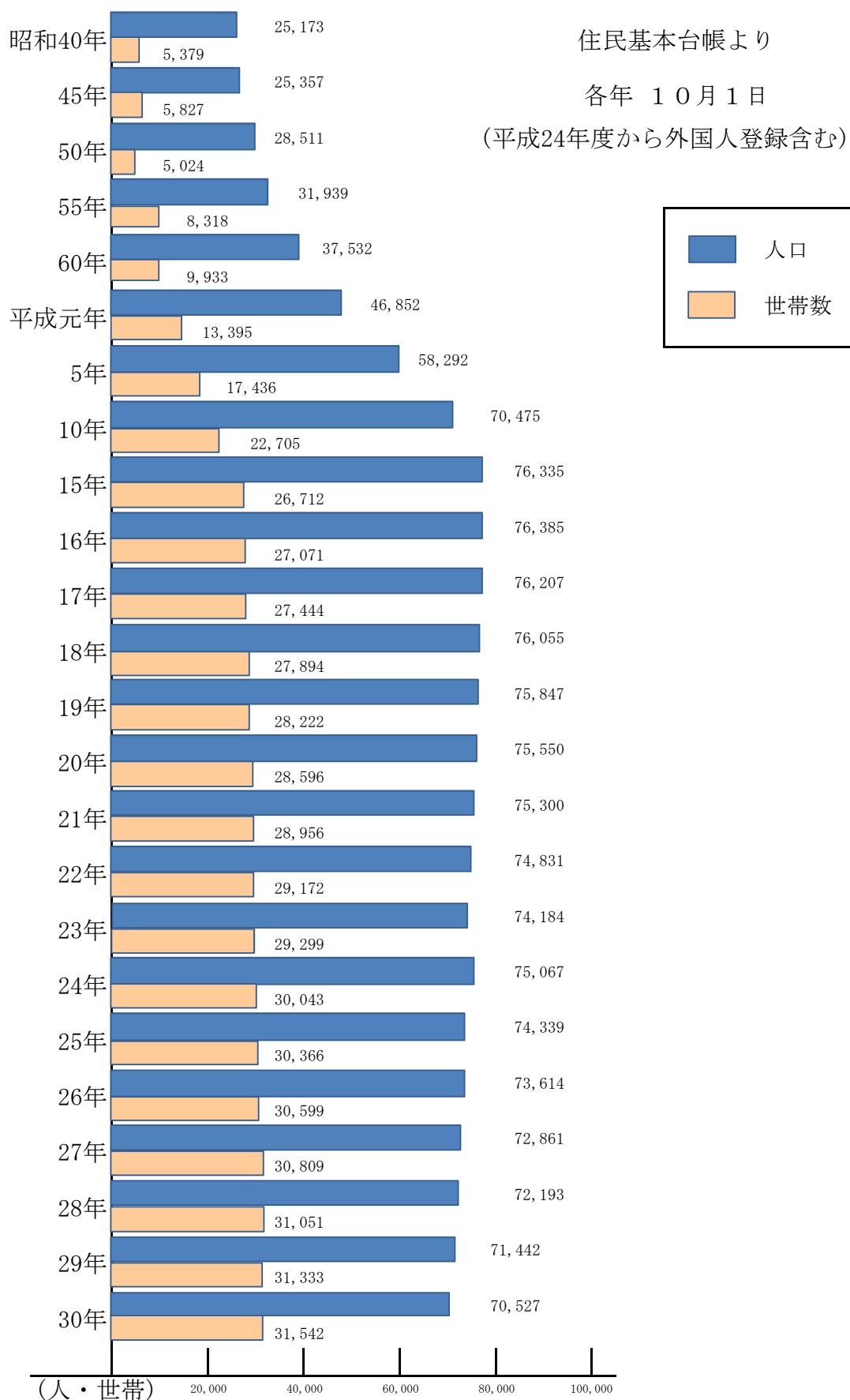


# 資料編





## I 人口の推移



## 資料編

## ○年度別人口・世帯数

(基準日：各年10月1日)

区分 \ 年度	1965	1970	1975	1980	1985	1989	1993	1998
	昭和40	昭和45	昭和50	昭和55	昭和60	平成元	平成5	平成10
人 口	25,173	25,357	28,511	31,939	37,532	46,852	58,292	70,457
世 帯 数	5,379	5,827	5,024	8,318	9,933	13,395	17,436	22,705

区分 \ 年度	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010
	平成15	平成16	平成17	平成18	平成19	平成20	平成21	平成22
人 口	76,335	76,385	76,207	76,055	75,847	75,550	75,300	74,831
世 帯 数	23,437	24,395	25,562	26,324	26,712	27,071	27,444	27,894

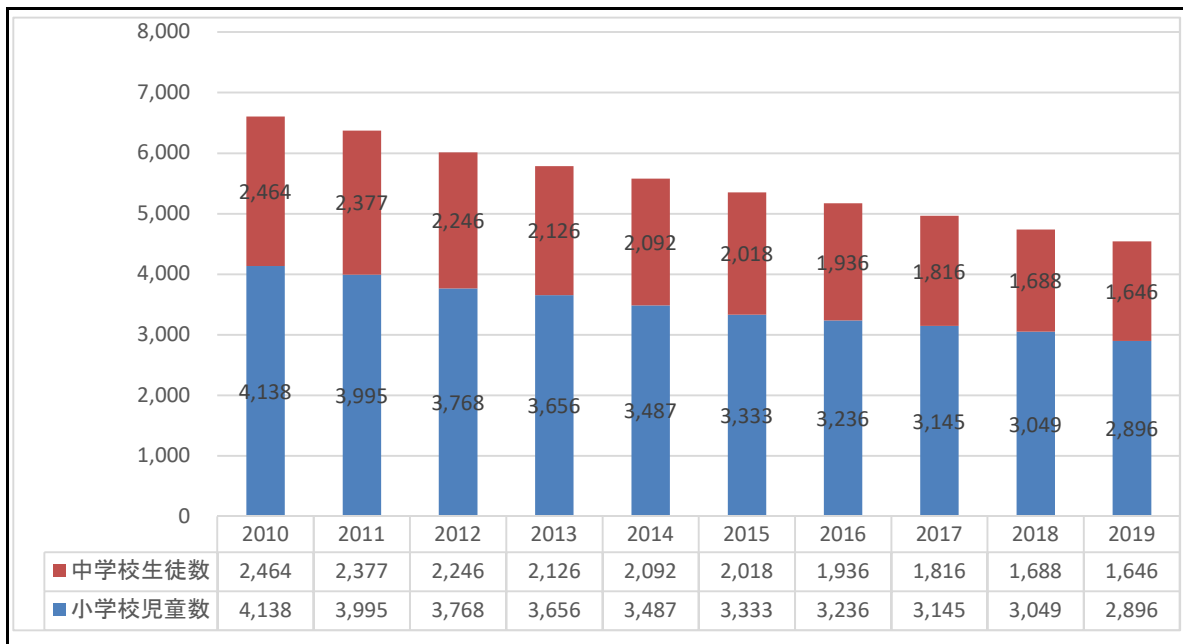
区分 \ 年度	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018
	平成23	平成24	平成25	平成26	平成27	平成28	平成29	平成30
人 口	74,184	75,067	74,339	73,614	72,861	72,193	71,442	70,527
世 帯 数	28,222	28,596	28,956	30,599	30,809	31,051	31,333	31,542

## Ⅱ 小中学校児童生徒数、幼稚園園児数の推移

### 小中学校

(基準日：各年5月1日)

区分		年度	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019
			平成22	平成23	平成24	平成25	平成26	平成27	平成28	平成29	平成30	令和元
小学校	児童数		4,138	3,995	3,768	3,656	3,487	3,333	3,236	3,145	3,049	2,896
	学級数		158	156	151	150	149	147	145	144	143	140
中学校	生徒数		2,464	2,377	2,246	2,126	2,092	2,018	1,936	1,816	1,688	1,646
	学級数		85	82	77	76	74	75	75	74	70	68
合計	人数		6,602	6,372	6,014	5,782	5,579	5,351	5,172	4,961	4,737	4,542
	学級数		243	238	228	226	223	222	220	218	213	208



### 幼稚園

園名		年度	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019
			平成22	平成23	平成24	平成25	平成26	平成27	平成28	平成29	平成30	令和元
八街第一			162	153	178	178	175	153	136	126	107	114
川上			88	85	93	79	63	59	49	35	24	18
朝陽			98	93	87	73	65	76	76	50	42	44
幼稚園計			348	331	358	330	303	288	261	211	173	176

○計画期間内の児童生徒数の推移・推計（平成27年度～令和6年度）

**小学校**

（令和2年度以降は推計）

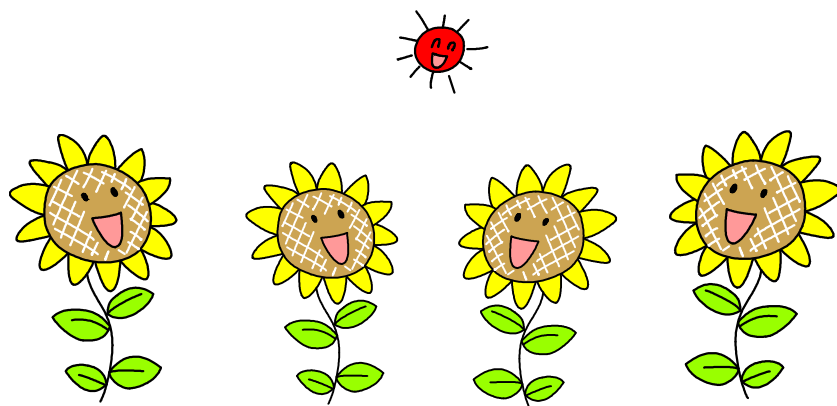
学校名 \ 年度	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024
	平成27	平成28	平成29	平成30	令和1	令和2	令和3	令和4	令和5	令和6
実 住	722	719	722	727	710	691	663	636	606	579
笹 引	179	171	155	135	128	111	107	102	97	93
朝 陽	562	515	499	466	439	419	402	385	368	351
交 進	269	261	259	240	228	214	205	197	188	179
二 州	171	160	147	135	124	104	100	96	91	87
二州沖分校	34	36	30	25	20	19	18	17	17	16
川 上	299	285	271	250	227	204	196	188	179	171
八 街 東	799	796	776	775	737	697	669	641	611	584
八 街 北	298	293	286	296	283	271	260	249	238	227
小学校計	3,333	3,236	3,145	3,049	2,896	2,730	2,621	2,511	2,395	2,288

**中学校**

（令和2年度以降は推計）

学校名 \ 年度	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024
	平成27	平成28	平成29	平成30	令和1	令和2	令和3	令和4	令和5	令和6
八 街	627	635	596	526	532	532	573	571	537	497
八街中央	624	591	555	499	486	465	469	468	491	481
八 街 南	413	393	377	359	340	326	309	293	254	229
八 街 北	354	317	288	304	288	268	244	226	226	224
中学校計	2,018	1,936	1,816	1,688	1,646	1,591	1,595	1,558	1,508	1,431

## 八街市の花 ヒマワリ



市制施行20周年の節目にあたり、市の花を「ヒマワリ」に指定しました。  
市民の皆さんからアンケートにより応募いただいた意見を参考に、選定委員会で検討した結果、天に向かって一直線に伸び、鮮やかな大輪の花を咲かせるイメージから、『【ひ】かり輝き、【ま】わりを照らす、【わ】たしもあなたも、【り】っぱに育てよ』と、次代を担う子どもたちへの思いを込め、「ヒマワリ」が市の花に決定いたしました。

〈平成25年2月1日制定〉

八 街 市

## 八街市教育振興基本計画

発 行 日 / 2014年4月  
改 定 日 / 2020年3月  
編集・発行 / 八街市教育委員会

〒289-1192

千葉県八街市八街ほ35番地29

043-443-1442

<https://www.city.yachimata.lg.jp/>

